



Title	『宇治拾遺物語』の教訓の独自性：評語から見る教訓的要素の可能性
Author(s)	菅原, 利晃
Citation	札幌国語研究, 2: 21-30
Issue Date	1997
URL	http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/handle/123456789/2610
Rights	本文ファイルはNIIから提供されたものである。

『宇治拾遺物語』の教訓の独自性

— 評語から見る教訓的要素の可能性 —

菅 原 利 晃

一 はじめに

説話を読む際に、その教訓性を読み取ることを殊更に排除すべきではない(注1)。むしろ、その説話のもつ教訓をいかに読み取るかが重要なのである。

先に、私は次の諸前提を掲げたことがある(注2)。すなわち、一つの「説話」に対してある「評語」を付加することができるということ、「評語」は「説話」の前・後・内・群などによって表わすことができるということ、「評語」には教訓・感想・補足説明などがあるということである。

これらの前提を、『宇治拾遺物語』の「評語」によって検証してみたいと思う。はたして、『宇治拾遺物語』の「説話」には「評語」が存在するのか、それには「教訓」が示されているのか、その教訓はどのようなものか、他書とは異なるのか、など説話の「教訓」に着目して考察したいと思う。

二 『宇治拾遺物語』の説話末評語の実態

『宇治拾遺物語』には全部で一九七の説話があり(注3)、そのうち「評語」があるものは、一三九である。残る五八話に「評語」は存在しない。この、『宇治拾遺物語』の「評語」について、例えば、西尾光一氏は「説話末における批評添加は付随的なものに終始する。」としてその存在を指摘する一方(注4)、また「説話末の感想・批評教訓・説明の類は極めて少量で」あることを述べている(注5)。また、阪本幸男氏は「編著者の教誡、感想、批評等を記した説話末評語のあるものは一九六話中、五四話である。」と述べている(注6)。この五四話という数は、私の結果と大きく異なるが、これには理由がある。すなわち、私と阪本氏との「評語」の分類・定義、特に「補足説明」について大きなずれがあるためである(注7)。

例えば、「其後、左京の大夫の家にも、え行かずなりにけるとかや。」(巻二第五)、「そののちは、いかなる事かありけん、

知らず。」(巻五第九)、「件の笛伝はりて、いま八幡別当幸清がもとにありとか。」(巻一〇第三)、「其後は行方も知らず、ながく失にけりとなん。」(巻一二第九)などの後日譚の取り扱ひである。阪本氏は、これらを「評語」と見なさなかつたが、私は「評語」の内に入れたのである。その理由は、これらは省略可能なものであり、「説話」の「素体」としてストーリー展開の上で必ずしも必要ではなく、あくまで「付随的」な編者による言葉ゆえ「評語」にしたのである。

また、「日本法花験記に見えたとなん。」(巻六第一)、「俊宣がまさしう語りし事也。」(巻一二第三)などの出典を示すものも、「評語」とした。理由は同じである。

その他、「いみじかりし人の有様也と、捕へられてのち、かたりける。」(巻二第一〇)、「大太郎がとられて、武者の城のおそろしきよしを、かたりける也。」(巻三第一)、「我身ながらも、かれに、よに恥ぢがましく、ねたくおほえし」と、平中、みそかに、人としのびて、語りけるとぞ。」(巻三第一八)、「これ、すでに養由がごとし」と、時の人、ほめの、しりけるとかや。」(巻七第七)などのような「評語」は、実際は編者や話者のものでもなく、説話中の人物や世人の批評である。阪本氏は、これを、説話の「素体」の一部として「評語」に入れなかつたが、私はこれらを「評語」とみなした。なぜなら、これらは、前述の通り「説話の素体」からの分離が可能であるし、説話中の人物や世人の評とは言え、やはり編者の感想を表現していると考えたためである。編者はそのことばをもって「説話の素体」の「奇

異さ」を表現したかったのである。そうでなければ、容易にはずしてもよいものである(注8)。

さて、以上の点から、私は一三九の「評語」を調査結果として得たのであるが、さらに詳細に分析すれば、「評語」のあるもの一三九話のうち三一話に「教訓」が示されているということが得られた。

これらの「評語」のある一三九話には、巻一第二「丹波国篠村平茸生事」の「評語」のように単に「されば、いかにもく、平茸は食はざらん、事かくまじき物なりとぞ。」と「教訓」だけを示している場合がある。また、巻一第四「伴大納言事」の「評語」の「然るあひだ、善男、縁につきて京上して、大納言にいたる。されども、猶、罪をかぶる。郡司がことばにたがはず。」というように後日譚と解説とを添加させている場合もある。概して「宇治拾遺物語」の「評語」は短いものが多い。例えば、巻一第三「鬼二瘤被取事」では「物うらやみは、すまじき事なりとぞ。」という比較的短い「評語」(ここでは「教訓」が付けられている。また、巻一第一三「田舎児、桜ノ散ヲ見泣事」では「うたてしなや。」という短い「評語」(感想)が付加されている。この説話では、「説話の素体」部分が「…と泣きければ」であり、「評語」部分が「うたてしなや。」である。話末は一連の文だが、ここでは「説話」は一つの「事実」であると考え、助動詞「けり」で「説話の素体」が終結し、それに次いで「感想」が付随するものと解した。

また、巻一第一「道命阿闍梨於和泉式部之許読経五条道祖神

「聴聞事」の「評語」、「されば、はかなく、さい読みたてまつるとも、清くて読みたてまつるべき事なり。『念仏、読経、四威儀をやぶる事なかれ』と恵心の御房もいましめ給にこそ。」と、読経する際には清らかであれという「教訓」と、恵心僧都の金言の「補足」との複合した形の「評語」もある(注9)。このように「教訓」と「補足」と「感想」とが複合されている場合が『宇治拾遺物語』では随所に見られる。

また、『宇治拾遺物語』の「評語」には、「評語」の結末が「…とぞ。」「…とか。」「…と。」「…とぞ。」「…とか。」「…と。」「…と。」の形で終結させることが常套とされているのである。したがって、これらの「評語」が、引用の「と」「とぞ」があるから『宇治拾遺物語』独自のものではないという考えはとらず、ここではそれを『宇治拾遺物語』自体の「評語」とみなしたい。それは、先に述べたように、編者の選択に残った表現であり、『宇治拾遺物語』の語りの典型だからである。

三 『宇治拾遺物語』の評語に見られる教訓

ここで『宇治拾遺物語』の「評語」のうち「教訓」を示すもの三十一話について考察したい。三十一という数は『宇治拾遺物語』全説話一九七のうち一五・七パーセントに過ぎず、必ずしも高

いものとは言えない。従って、『宇治拾遺物語』は教えや戒めを主眼にした教訓説話集とはいえない。しかしながら、実際に三十一話に教訓が示されていることも事実である。この『宇治拾遺物語』の「教訓」について、春田宣氏は、「比較的短く、時には全くないこともある。」と述べている(注10)。また、小峯和明氏は、「皆無ではないにしても少なく、また構成上の意味づけも余り明確でなく、説示意識が希薄である。」と述べ、春田氏と同様の見解を示している(注11)。

さて、先に述べた、三十一の説話の評語とは、例えば、前掲の巻一第一の評語や、「されば、いかにもく、平茸は食はざらん、事かくまじき物なりとぞ。」(巻一第二)、「物うらやみは、すまじき事なりとぞ。」(巻一第三)など、「評語」から直接「教訓」を示しているものばかりである。

私はこれらの、直接教訓が示されている説話を「直接的教訓説話」と呼びたいと思う。先に、一つの「説話」からは「教訓」が抽出できるということをのべたが(注12)、現実には「評語」に「教訓」が示されていないものも多い。『宇治拾遺物語』ではこれら「教訓」を示していない説話も多く、その意味では説話のもつ「教訓」を引き出していない説話が多いと言える。

「教訓」が引き出された「説話」と、「教訓」の引き出されていない「説話」。前者を「教訓説話」、特に「直接的教訓説話」とよび、次のことを言いたい。すなわち、一つの「説話」からは、何らかの「教訓」を引き出すことができる(説話集において教訓が引き出されているものを「教訓説話」とする)ということ

である。そして、評語に直接「教訓」が見出せるものを「直接的教訓説話」とする。これに「間接的教訓説話」というものも存在しようが、これについては稿を改めたい(注13)。

四 『宇治拾遺物語』だけの教訓

次に、ここでは、『宇治拾遺物語』の「評語」の「教訓」について、他書との比較を行い、『宇治拾遺物語』の「教訓」の特色を考察したいと考える。また、先に、一つの「説話」からは、なんらかの「教訓」を引き出すことができる、と述べたが、これについて、さらに検証を加えたいと思う。そこで、『宇治拾遺物語』の「評語」のうち「教訓」であるもの三一について考察する。これを分類すると、次のようになる。

『宇治拾遺物語』の全説話 一九七話

一 そのうち「評語」のない説話 五八話

二 そのうち「評語」のある説話 一三九話

1 二のうち「教訓」が直接「評語」に書かれていない説話 一〇八話

2 二のうち「教訓」が直接「評語」に書かれている説話 三二話

三二話

① 2のうち『宇治拾遺物語』以外に同話がない説話

一〇話

② 2のうち『宇治拾遺物語』以外に同話がある説話

二二話

A ②のうちその同話の「評語」に「教訓」がないもの一話

B ②のうちその同話の「評語」に「教訓」があるもの二〇話

a Bのうち『宇治拾遺物語』と教訓の主旨が異なるもの一話

b Bのうち『宇治拾遺物語』と教訓の主旨がほぼ同じもの一九話

ア bのうち『宇治拾遺物語』の方が教訓の分量が少ないもの一〇話

イ bのうち『宇治拾遺物語』と教訓の分量がほぼ同じもの九話

ウ bのうち『宇治拾遺物語』の方が教訓の分量が多いもの〇話

まず、1は「評語」に「教訓」が直接書かれていない説話、2は「教訓」が書かれている説話で、1は一〇八話あり、2は三二話ある。これについては、『宇治拾遺物語』が必ずしも教訓を主眼に書かれた説話集ではないことがわかる。

この2にあたる説話三二話のうち、『宇治拾遺物語』以外に同話がないもの(①)は、一〇話であり、『宇治拾遺物語』以外の書に同話があるもの(②)は二二話ある。①は、『宇治拾遺物語』独自の説話で、その「評語」部分を次に挙げておく。

(1) されば、いかにもく、平茸は食はざらん、事か

くまじき物なりとぞ。(巻一第二)

(2) 物うらやみは、すまじき事なりとぞ。(巻一第三)

(3) されば、心にだにも深念じつれば、仏も見え給なり
けると信ずべし。(巻一第一六)

(4) 人の悪心はよしなき事なりと。(巻三第一四)

(5) されば、物うらやみは、すまじき事也。(巻三第一
六)

(6) かゝるものも、たちまちに仇をむくう也。これを聞
きて、かやうのものをば、かまへて、調ずまじきなり。

(巻三第二〇)

(7) 昔は、かきはづして、榻をば、轅の中に下りんずる
やうにをきけり。これぞ、礼節にてはあんなるとぞ。

(巻八第一)

(8) されば、夢を人に聞かすまじき也といひ伝へたり。

(巻一三第五)

(9) かくのごとく、罪を懺悔してければ、阿那含果を得
つ。尊者、方便をめぐらして、弟子をたばかりて、仏
道に入しめ給けり。(巻一三第一四)

(10) されば世の人、戒をば破べからず。(巻一四第一)

これらの「教訓」を示す「評語」は、同話が他書に見られな
い以上は、『宇治拾遺物語』独自の教訓、と考えてよいだろう。
ただし、『宇治拾遺物語』が出典とした散逸説話集の存在の可
能性もあるので、明言はできない(注14)。

また、これらの評語の結末語を見ると、(1)(2)(7)の

結末語が「とぞ」、(4)の結末語が「と」、(8)の結末語が「と
いひ伝へたり」であるのに対して、他はどのような引用を示す
語はない。これに、それぞれの説話の冒頭語を見てみると、(1)

(2)(4)(7)は「これも今は昔」、(8)は「昔」、その他
はすべて「今は昔」となっている。冒頭と評語結末語とが、奇
妙な対応をなすのであるが、このような対応は『宇治拾遺物語』
全体を見るに、そう多く見られるものではない。確かに、「こ
れも今は昔」の場合は「と」「とぞ」「とかや」などでしめく
られ、「今は昔」の場合は、「と」「とぞ」「とかや」などがな
いことが多いが、必ずしもそのような対応が見られるほどではな
い。

むしろ、先にのべたように、「今は昔」「昔」「これも今は昔」「こ
れも昔」などの冒頭語と、「と」「とぞ」「とか」「とかや」など
の結末語とは、『宇治拾遺物語』の語りの型と言えるのである。
つまり、書承にしる、口承にしる、冒頭語と結末語とを付随さ
せることで、『今昔物語集』のような型をなしているのである。
従って、この(1)(2)(4)(7)(8)の評語は、他書から
の引用と考えずに、『宇治拾遺物語』独自の評語と考えてよい
ものである。

次に、②の『宇治拾遺物語』以外に同話がある説話二一話に
ついてだが、これらには、他の説話集に同話が存在し、それぞ
れに「評語」が付加されている。『宇治拾遺物語』では「教訓」
の「評語」が付加されているが、他の説話集の同話には何らか

の「評語」が付加されており、全く存在しないということはない。従って、その他の説話集における同話の「評語」が、「教訓」であるか、それとも「教訓」ではないかによって、A・Bの二つに分けられる。

Aに当るものは、『宇治拾遺物語』の冒頭説話「道命阿闍梨於和泉式部之許読経五条道祖神聴聞事」(巻一第一)一話だけである。この説話の「評語」と同話の「評語」とをあげると、次のようになる。甲乙丙は筆者による。

(11) されば、はかなく、さい読みたてまつるとも、清く
て読みたてまつるべき事なり。『念仏、読経、四威儀
をやぶる事なかれ』と恵心の御房もいましめ給にこそ。

(『宇治拾遺物語』巻一第一)

(11) 甲 ナシ (『古事談』三)

(11) 乙 五条ノ天神ニテヲハシマシケルニヤ。(『雑談集』
七)

(11) 丙 ナシ (『東斎随筆』好色類)

この『宇治拾遺物語』の「評語」は、四威儀の戒めを説き、これに恵心僧都の言葉を用いて補強している。同話の(11)甲の『古事談』と(11)丙の『東斎随筆』には「評語」はない。また、(11)乙の『雑談集』では、登場した神が五条の天神である旨の提示がされているが、『宇治拾遺物語』のような「教訓」はみあたらない。従って、この「評語」は、他書にはみられない。

い『宇治拾遺物語』独自の教訓であるといえるのである。

しかしながら、小峯和明氏は、道祖神は神の中でも下位に位置づけられており、不浄だからこそ道祖神は聴聞できたのである、賤神をも救う道命の読経はすぐれたものである、とした上で、「従って、『されば』以下の教戒は物語本来の構図とは必ずしも緊密に対応していない。つまり語りと説示に若干ずれが生じているのである。」と指摘している(注15)。確かに、この「教訓」は『宇治拾遺物語』独自のものではあるが、「教訓」としては、いかにも「説話」にとつてつけたような不整合な「教訓」であるといえる。

では、なぜこのような「教訓」が付加されたのか。これについて、一つ目には、『宇治拾遺物語』のスキヤンダル性や奇異さを第一とする姿勢からとしたい。すなわち、本話は、説話の冒頭でまず「色にふけりたる僧」として提示していることから「好色」を主題とした説話なのであり、教訓はこの「好色」に関わるものとなっているのである(注16)。そして、二つ目には、次の「丹波国篠村平茸生事」との関連から、としたい。すなわち、第一話と第二話とは、小出素子氏によれば、「不浄の勤行」という連想によって結ばれており(注17)、あくまでも、この「不浄の勤行」を強調し、二つの話をつなげるために、「説話」と「教訓」との不整合を考えずに、不浄を戒める「教訓」を付加させたのである。

確かに、第一話の「教訓」は『宇治拾遺物語』独自の「教訓」であるが、『宇治拾遺物語』は、教えることに主眼をおかずに、

第二話へと語り続けることを主としたのである。従って、このような「説話」と「教訓」との不整合が生じたのである。

五 他と異なる『宇治拾遺物語』独自の教訓

つぎに、B、すなわち、②のうち「評語」に「教訓」があるものをみてみたい。『宇治拾遺物語』の「評語」に「教訓」が示され、その同話の「評語」が「教訓」であるものをBとしたのである。

このBは、a・bの二つの場合に分けることにした。aとは、『宇治拾遺物語』と教訓の主旨が異なるもの一話である。『宇治拾遺物語』とはほぼ同じ教訓内容の場合はbとした。

そこで、このaにあたる一話の「評語」をあげてみよう。『宇治拾遺物語』巻九第六「歌読テ被免罪事」である。これと同話の評語をあげておく。

(12) 人は、いかにも情はあるべし。(『宇治拾遺物語』巻九第六)

(12) 甲 然れば云ふかひなき下臈の田舎人の中にも、かく歌読む者もあるなりけり。ゆめくあなづるべからずとなむ語り伝へたるとや。(『今昔物語集』巻二四第五五)

(12) 乙 ナシ(『古本説話集』上・四四)

(12) 丙 かやうの事のみにあらず、うたは、よくいもせの中をやはらぐる媒たるにより、『いろめくたくひ是を

はなとりのつかひとす。』とも有。あるひは、『まづしきもの、よをわたるはしとす。』とも見えたれば、そのとくおほかるべし。(『十訓抄』第十九)

この説話は、大隅の国の郡司が罰を受けようとする時に当意即妙の和歌の才によってその難を逃れるという歌徳説話で、右の『宇治拾遺物語』や『今昔物語集』、『古本説話集』、『十訓抄』、『俊頼髓脳』に見られる。

まず、(12)の『宇治拾遺物語』の「評語」だが、「人は、いかにも情はあるべし。」という短い「教訓」を付随している。

「情」とは、「慈悲の心」「風流心」の二つの意味があるが、ここでは後者をとり、「風流心をもつべし」という「教訓」と解したい。標題「歌読テ被免罪事」の主体が大隅国郡司であることから、彼の行動、すなわち「風流心」をもったことを通して、このような「教訓」を生じさせたと言えるのである。

「教訓」とは登場人物の行動を通して人間の規範的な行動を示すもの、ということを前に述べたが(注18)、この説話の「教訓」は大隅国郡司の行動から生じたものなのである。

ところが、『今昔物語集』の「教訓」は「ゆめくあなづるべからず」という軽蔑を戒める教訓になっている。もちろん、その前に、「云ふかひなき下臈の田舎人の中にも、かく歌読む者もあるなりけり。」として、「下賤の者でも風流な者はいるものだ」という『宇治拾遺物語』の「教訓」とほぼ同主旨の表現もある。しかし、『今昔物語集』の主眼は、この説話の標題「大

隅国の郡司、和歌を読みし語」や結末語「ゆめくあなづるべからず」とあるように、和歌の徳によつて罪を許されたことよりも、単に辺地の田舎役人が歌を読んだということ、そしてそのような下賤の者を軽く見るべきではない、ということにある。より歌の徳を認め、それを教訓として引き出しているのが『宇治拾遺物語』なのである。

さて、ではなぜ『今昔物語集』と『宇治拾遺物語』とではこの「教訓」が異なるのであろうか。これを考えるまえに、各説話の前後の説話を見てみよう。

※印＝該当説話

『宇治拾遺物語』

卷九第四「クウスケガ仏供養事」

卷九第五「ツネマサガ郎等仏供養事」

※卷九第六「歌読テ被免罪事」

卷九第七「大安寺別当女二嫁スル男夢見事」

卷九第八「博打子聳入事」

『今昔物語集』

卷二四第五三「祭主大中臣輔親、ほと、ぎすを和歌に読

みし語」

卷二四第五四「陽成院の御子元良親王、和歌を読みし語」

※卷二四第五五「大隅国の郡司、和歌を読みし語」

卷二四第五六「播磨国の郡司の家の女、和歌を読みし語」

卷二四第五七「藤原惟規、和歌を読みて免されし語」

説話は、連想によつて結ばれるものであるが、小出素子氏によれば、卷九第六は、前の卷九第五とは「卑者の無教養の中に教養人あり」で結ばれ、後の卷九第七とは「罪を許される・うける」で結ばれているという（注19）。従つて、前話からの関連から言えば、「教養あれ」「うたの風流心あれ」という教訓が導かれたのである。

また、『今昔物語集』の場合、前の二話が祭主大中臣輔親・元良親王という高貴にして一流の歌人の説話であるのに続いて、本説話で大隅国の郡司、次話では播磨国の郡司の家の女という賤しき者の歌について描かれている。従つて、本話では、次の説話との関連から「下賤の歌読みをあなどるな」という教訓を付加させたのである（注20）。

以上、『今昔物語集』と『宇治拾遺物語』とで「教訓」の主旨が異なる説話をあげてみた。これは、説話群や連想からも「教訓」を生じるさせている例と言える。その説話集での配列や前後の関係から「教訓」が定まるのである。

六 おわりに

以上、『宇治拾遺物語』独自の教訓をみてきたが、それは他書に同話がないものや、教訓の主旨が異なるものであり、数も極めて少ないものであった。

ここで、このように他書と教訓の主旨が異なることは頻繁に起こり得ることなのかという問いがうかぶ。つまり、一つの「説話」からは同じ「教訓」が引き出されるか、ということである。

これについては、bの『宇治拾遺物語』と教訓の主旨がほぼ同じものとして、『宇治拾遺物語』の「教訓」を示す「評語」と、他書のそれとを比較したいと思うが、紙面の都合上割愛せざるを得ない。機会があれば論じたいと思う。

注

- (1) 西郷信綱氏「説話の読みかたについて」(『説話文学研究』第二号・昭和四三年一月)による。同様の考へは中島悦次氏「『宇治拾遺物語』の説話の特性」(『日本古典文学全集第二八巻宇治拾遺物語月報』昭和四八年六月)などにも見られる。
- (2) 拙稿「説話と評語―その研究史および研究の諸前提―」(『史料と研究』第二五号・平成八年二月)による。
- (3) 本論における『宇治拾遺物語』の本文は、岩波書店刊『新日本古典文学大系』によった。また、比較に用いた書の本文は次のとおりである。『今昔物語集』(角川文庫・日本古典文学大系)、『古本説話集』(新日本古典文学大系)、『古時談』(新訂増補国史大系)、『雑談集』(三弥井書店刊『中世の文学』)、『東斎随筆』(三弥井書店刊『中世の文学』)、『十訓抄』(岩波文庫)。
- (4) 西尾光一氏『中世説話文学論』(塙書房・昭和三八年三月)による。
- (5) 西尾光一氏「宇治拾遺物語」の項(『日本古典文学大辞典』岩波書店・昭和五九年一月)による。
- (6) 阪本幸男氏「宇治拾遺物語の教訓的側面」(『商船高等専門学校紀要』三号・昭和四六年一月)による。
- (7) 一つの「説話」を、「素体」と「評語」とに分けて考えることにする。この両者の定義などは、注(2)の拙稿を参考されたい。
- (8) 因みに、春田宣氏は「『宇治拾遺物語』の笑話―その結語に沿って」(『月刊国語教育』六五号・昭和六二年一月)の中で『宇治拾遺物語』第一二話(巻一第一二)について、「ところで、この第一二話の末尾は、『僧達笑ふことかぎりなし。』と簡にして要を得ている結語であった。」として登場人物の行動も結語として扱っている。
- (9) なお、この評語について、宮内庁書陵部蔵本では、「さい」を「さは」とするものがあることを付け加えておく。
- (10) 春田宣氏「宇治拾遺物語の世界」(『日本の説話』中世II)による。
- (11) 小峯和明氏「世俗説話集の語り『宇治拾遺物語』を中心に」(『日本文学講座3 神話・説話』大修館書店・昭和六二年七月)による。
- (12) (2)に同じ。
- (13) 例えば、『十訓抄』では、十の徳目はもちろんのことだが、「禽虫のたぐひ恩を知らためしこれおほし。」

(14) 「又其心ばへふるまひともに優なるためし。」
(11) 「是等は理こそかはれども、みなものたへ忍びたるたぐひなり。」(八4) などのように「たぐひ」「ためし」などを示して各説話の教訓を引き出している。

(14) なお、長野晋一氏は『校注古典叢書宇治拾遺物語』(明治書院・昭和五〇年・五五年)の解説で、『宇治拾遺物語』の出典不明の説話五四話に必要以上にこだわることへの危険性を示している。また(10)「されば世の人、戒をば破べからず。」(巻一四第二)は、巻一三第一四の説話もまとめる形での教訓となっている。

(15) (11) に同じ。
(16) 永積安明氏「宇治拾遺物語の世界」(『文学』三三一・一号・昭和三九年一月)には、「主人公の性格の重点の置きかたに、最初からいちじるしい相違が見られる。」「この結末は、かえって逆に、『宇治』の説話が、道命の好色譚を重点として展開せられている」という指摘がある。

(17) 小出素子氏「『宇治拾遺物語』の説話配列について」(『平安文学研究』第六七輯・昭和五七年六月)による。また、これについて、大島建彦氏は「中世説話とその周辺」(『文学』三三一・一号・昭和三九年一月)の中で「それにつづく第二話では、不浄説法する法師が、平茸に生まれると説いている。和泉式部の情話も、不浄説法の戒

めとして使われているわけである。」と述べている。

(18) (2) に同じ。
(19) (17) の小出氏前掲論文に同じ。

(20) なお、岩波書店『新日本古典文学大系』脚注に「歌徳譚のテーマからずれた教訓。」とある。またこのような「歌徳説話」は、『宇治拾遺物語』では、他に巻三第八、巻三第一一などに見られる。巻三第一一では評語がないが、巻三第八では「人はたゞ、歌をかまへてよむべしと見えたり。」として和歌を勧める教訓が付加されている。

付記 本稿は北海道説話文学研究会平成五年度大会(平成五年八月一七日・於苦小牧)での研究発表「『宇治拾遺物語』の説話と教訓」の一部をまとめたものである。